

出生時育児休業給付金の申請に必要な書類

受給資格確認・支給申請手続

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書

出生時育児休業給付金の支給申請は、受給資格確認と同時に行う必要があります。

賃金台帳

賃金の額と支払状況を証明できるもの

出勤簿またはタイムカード

育児休業申出書の写し

出生時育児休業を開始・終了した日を証明できるもの

母子健康手帳または医師の診断書（分娩（出産）予定証明書）などの写し

育児を行う者の氏名が記載されているページ及び出生証明のページのコピー
出産日予定日及び出産日を確認することができる、いずれかのもの

通帳の写し

氏名及び金融機関名・口座番号が記載されているページのコピー

提出時期

子の誕生日（出産予定前に子が出生した場合は、当該出産予定日）から

8週間を経過する日の翌日から提出可能となり、当該日から2か月を経

過する日の属する月の末日が提出期限。

休業期間を対象とする賃金がある場合は、当該賃金が支払われた後に提出してください。